

第 2 2 回串間市農業委員会定例総会

日 時 令和 7 年 3 月 2 8 日 (金曜日) 開始 1 5 : 0 0 終了 1 7 : 0 0
会 場 串間市役所 3 階大会議室

出席農業委員

1 2 名

1 番 (会長) 原田 俊一 1 1 番 安永 博行 1 9 番 松田 富夫 (4 番欠番)
2 番 (会長代理) 奥村 千扶子 1 2 番 野邊 康徳 2 0 番 島田 正弘
3 番 田中 達成 1 3 番 堀口 宗幸 2 3 番 上村 眞司
6 番 牧野 菜那 1 4 番 松本 壽利 2 5 番 廣見 安彦

欠席農業委員

1 名

5 番 森 通弘

出席推進委員

1 3 名

7 番 谷口 昭 1 5 番 川崎 博樹 2 1 番 中嶋 悦雄 2 7 番 山口 浩幸
8 番 武田 秀俊 1 6 番 内田 浩輔 2 2 番 川崎 正博
9 番 河野 良人 1 7 番 本川 理恵 2 4 番 石上 平八郎
1 0 番 北原 裕紀 1 8 番 山口 広昭 2 6 番 川崎 竜雅

欠席推進委員

0 名

議事録署名委員

1 3 番 堀口 宗幸 、 1 4 番 松本 壽利

議事日程

第 1 報 告 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について
第 2 議案第 1 4 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
第 3 議案第 1 4 7 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
第 4 議案第 1 4 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
第 5 議案第 1 4 9 号 非農地証明願いについて
第 6 議案第 1 5 0 号 農用地利用集積計画の承認について (所有権移転)
第 7 議案第 1 5 1 号 農用地利用集積計画の承認について (利用権設定)
第 8 議案第 1 5 2 号 農用地利用集積等促進計画の要請について (貸借権設定 : 新規分)
第 9 議案第 1 5 3 号 農用地利用集積等促進計画の要請について (貸借権設定 : 再配分)
第 1 0 議案第 1 5 4 号 串間市障がい者活躍推進計画の策定 (見直し) について
第 1 1 議案第 1 5 5 号 特定事業主行動計画の策定 (見直し) について

出席事務局

5名 事務局長 河野 あずさ 次 長 山口 憲一
調整係長 内田 葵 主 事 野邊 恵利菜 主 事 谷口 哲平

議長（1番）

ただいまから、第22回農業委員会定例総会を開催いたします。
本日は、5番委員より欠席届が提出されていますので、出席委員は「農業委員12名、農地利用最適化推進委員13名」でございます。
農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、農業委員の過半数の出席がありますので、総会が成立していることを報告いたします。

議事録署名委員の指名

議長（1番）

本総会での議事録署名委員の指名をいたします。
議事録署名委員は、
13番 堀口 宗幸 委員
14番 松本 壽利 委員 をお願いします。

議長（1番）

審議に入ります前に、送付議案書の訂正がありますので、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の訂正をお願いします。まず、議案書の47ページをお開きください。議案第151号、農用地利用集積計画の承認について、利用権設定の申請番号67番、56ページの申請番号89番、58ページの申請番号93番、60ページの申請番号101番の借賃内容の訂正をお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりであります。

報告：農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（1番）

それでは議案審議に入ります。
まず報告、農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より報告をお願いします。

事務局

農地法第18条第6項の規定による合意解約について報告いたします。

今回の合意解約は13件でございます。内容といたしましては、耕作者変更、農地売却、農地贈与による解約が理由となっております。お目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議案第146号：農地法第3条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第146号、農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号1番から3番の3件を議題といたしまして審議決定を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第146号、農地法第3条の規定による許可申請は、申請番号1番から3番の所有権移転に関する3件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請3件は、6ページにあります農地法第3条第2項第1号・第3号・第4号・第5号・第6号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、18番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

18番委員

議案第146号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の所有権移転に関する1件でございます。1番につきましては、渡人は茶業の廃業に伴い申請地を売却したく受人と売買し、受人は飼料を作付けする計画です。受人世帯は畜産農家で毎年飼料を作付けしており、農業従事状況については、本人が350日、両親が300日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、現在茶園は伐根され粉砕するため乾燥中ではありますが、粉砕・耕運・転地返しを速やかに行い農地復旧する計画であります。なお、申請地の周辺は飼料や食用甘藷の作付けがありますが、農薬は使用しないため問題ありません。以上、申請番号1番の所有権移転の1件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に2番と3番の2件について、27番委員より説明をお願いします。

27番委員

議案第146号、農地法第3条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号2番と3番の所有権移転に関する2件でございますが、受人が同じでありますので一括して報告します。まず、2番につきましては、渡人は市外在住で管理ができないため受人と売買し、申請地に金柑を作付けする計画です。3番につきましては、渡人は現耕

作者である受人の要望に応じ申請地を譲渡し、受人は申請地に水稻を作付けする計画です。受人世帯は、毎年金柑の栽培と水稻を作付けしており、農業従事状況については、本人と妻が250日の従事があるため、機械保有・労働力・技術面については問題なく効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、申請地の周辺も同じく金柑と水稻が作付けしてありますが、農薬の使用は地域の防除基準を遵守されるため問題ありません。以上、申請番号2番と3番の所有権移転の2件を調査しましたが、農地法第3条第2項各号に該当しておらず、許可要件のすべてを満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号1番から3番の3件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第146号、申請番号1番から3番の3件は許可することに決定いたします。

議案第147号：農地法第4条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第147号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番の1件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第147号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は、申請番号1番の1件であります。まず、申請番号1番の農振区分は農振農用地であります。令和7年2月27日に農業用施設用地として用途変更手続

事務局

きが完了しております。したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の申請1件は、8ページにあります農地法第4条第6項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、19番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。

19番委員

議案第147号、農地法第4条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の1件でございます。この1件の申請人はマンゴー栽培にあたり安定的な水源の確保と作業効率向上のため、ハウスの隣接地である申請地に、ため池・倉庫等を設置していましたが、今般、転用許可の手続きが必要なことがわかり始末書添付で申請されたものです。申請地図面の1ページから6ページをお開きください。まず、ため池及び従業員等駐車場として使用している申請地の周囲は、北側・西側は山林・原野、南側は申請人所有のマンゴーハウス、東側に農地が隣接しておりますが、この境界から通路まで2mの余裕幅を設けており、土砂流出等の影響はありません。また、雨水は自然浸透ですが、ため池の余剰分は排水管を通じて西側の排水路に流しており問題ありません。次に、農業用倉庫として使用している申請地の周囲は北側・西側は通路及び申請人所有のマンゴーハウス、東側・南側は道路・河川であります。西側のマンゴーハウスとの境界には排水路が設置され、雨水は自然浸透及び河川に放流されています。また、雑排水についても合併浄化槽を通じて河川に放流しているため、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させる恐れはないと思われます。以上、申請番号1番の1件について調査しましたが、農地法第4条第6項各号に該当しておらず、許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議の方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請番号1番の1件を決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第147号、申請番号1番の1件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

議案第148号：農地法第5条の規定による許可申請について

議長（1番）

次に議案第148号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請番号1番と2番の2件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第148号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、申請番号1番と2番の2件であります。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請2件は、10ページにあります農地法第5条第2項第1号・第2号・第3号・第4号・第5号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、6番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

6番委員

議案第148号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号1番の所有権移転に関する1件でございます。1番については、林業を営する受法人が申請地に杉を植林し、周辺の所有山林と共に管理したく申請されたものです。申請地図面の7ページから10ページをご覧ください。申請地の周囲は道路、山林ではありますが、一部農地が隣接しています。隣接農地の所有者とは、植林にあたって影響が出ないよう協議していることを確認しており問題ありません。また、雨水も自然浸透及び道路側溝へ流す計画であり土砂流出等の影響はないと考えます。以上、申請番号1番の1件について調査いたしました。農地法第5条第2項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に2番について、9番委員より説明をお願いします。

9番委員

議案第148号、農地法第5条の規定による許可申請について、私の担当区域は申請番号2番の所有権移転

9 番委員

に関する 1 件でございます。2 番については、自動車整備業を営んでいる受法人が、借地である整備車用駐車場が会社から遠く不便なため、会社近くの申請地を今回購入し、駐車場として利用したく申請されたものです。申請地図面の 11 ページから 16 ページをご覧ください。申請地の西側は道路、南側は宅地と道路、東側は宅地、北側に農地が隣接しておりますが、申請地周囲に土塀を設置する計画であり、雨水も自然浸透で問題ないため、土砂流出等の影響はないと思われま。以上、申請番号 2 番の 1 件について調査いたしました。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しておらず、すべてが許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1 番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（ なしの声 ）

議長（1 番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号 1 番と 2 番の 2 件を決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（1 番）

異議なしということですので、議案第 148 号、申請番号 1 番と 2 番の 2 件は許可相当とし、意見を付して県へ副申いたします。

議案第 149 号：非農地証明願いについて

議長（1 番）

次に議案第 149 号、非農地証明願いについて、申請番号 1 番の 1 件を議題といたしまして、審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 149 号、非農地証明願いについては、申請番号 1 番の 1 件でございます。非農地証明願いにつきましては、登記簿上の地目が農地である土地について、農地法第 2 条第 1 項にあります、耕作の目的に供される農地の定義に該当しないために、農地以外の地目に変更するための証明願いになります。申請番号 1 番の 1 件につきましては、昭和 51 年 7 月 5 日施行「宮崎県証明書交付要領」にあります、非農地認定基準の「自然災

事務局

害による災害地で農地として復旧が著しく困難な土地」に該当する申請になっており、申請書類上におきまして問題ないと思われます。皆さんのご審議をお願いします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、13番委員より申請番号1番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

13番委員

議案第149号、非農地証明願いについて、私の担当区域は申請番号1番の1件でございます。申請地図面は17ページから21ページでございますが、20ページから21ページをご覧ください。まず、申請理由につきましても、申請地北側に設置されているハウスと今回の申請地とは高低差約5mの低い位置にありますが、令和6年8月の台風10号の影響によりハウス側の法面が一部崩壊したため、申請地へ土砂流出があったことから補強工事が行われました。しかし、令和6年10月に発生した線状降水帯の影響により、再度、法面が崩壊したことを受け、現在は写真①のとおり状況であることから、自然災害により農地として復旧が著しく困難な土地であるとして非農地証明願いが提出されています。現地を確認したところ、復旧も進んでおらず、営農継続は困難であると判断したところでございます。以上、申請番号1番の1件について調査しましたが、非農地認定基準の要件を満たしているため、非農地証明書の発行は妥当であると思われます。ご審議方よろしくをお願いします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。

申請番号1番の1件を、非農地とすることに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第149号、申請番号1番の1件は非農地とすることに決定し、証明書を発行いたします。

市長部局提案

議長（1番）

次に農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、審議に入ります前に事務局より市からの提出議案の面積・件数等の説明を求めます。

事務局

令和7年3月分につきましては、串間市長より令和7年3月14日付で、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認が求められております。

内容につきましては、議案第150号、所有権移転が9件、面積が58,865㎡、議案第151号、利用権設定が102件、面積が253,015㎡でございます。以上でございます。

議長（1番）

それではただいまから市の提案について審議に入ります。

議案第150号：農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）

議長（1番）

議案第150号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分ではありますが、9番委員と11番委員と21番委員に関する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。

暫時休憩します。

（ 9番委員、11番委員、21番委員 退室 ）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第150号は、申請番号1番から9番の9件であります。先に2番と6番と7番の3件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第150号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分は申請番号1番から9番の9件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請9件は、14ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。

議長（1番）

ただいまの説明に対しまして、3番委員より申請番号2番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

3番委員

議案第150号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号2番の1件を報告します。2番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に6番について、15番委員より説明をお願いします。

15番委員

議案第150号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号6番の1件を報告します。6番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

次に7番について、10番委員より説明をお願いします。

10番委員

議案第150号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号7番の1件を報告します。7番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号2番と6番と7番の3件を承認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第 1 5 0 号、申請番号 2 番と 6 番と 7 番の 3 件は承認し、市へ通知いたします。
暫時休憩します。

(9 番委員、1 1 番委員、2 1 番委員 入室)

議長 (1 番)

休憩前に引き続き会議を開きます。
次に先ほど審議しました 3 件を除く、申請番号 1 番と 3 番と 4 番と 5 番と 8 番と 9 番の 6 件を議題といたしまして審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 1 5 0 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、先ほど説明しました申請 3 件を除く、申請番号 1 番と 3 番と 4 番と 5 番と 8 番と 9 番の 6 件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請 6 件は、1 4 ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項第 1 号・第 2 号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、8 番委員より申請番号 1 番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いいたします。

8 番委員

議案第 1 5 0 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号 1 番の 1 件を報告します。1 番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 (1 番)

次に 3 番から 5 番の 3 件について、1 8 番委員より説明をお願いいたします。

1 8 番委員

議案第 1 5 0 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号 3 番から 5 番の 3 件を報告します。この 3 件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3

18番委員

項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に8番と9番の2件について、27番委員より説明をお願いします。

27番委員

議案第150号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、所有権移転分、申請番号8番と9番の2件を報告します。この2件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号1番と3番と4番と5番と8番と9番の6件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第150号、申請番号1番と3番と4番と5番と8番と9番の6件は承認し、市へ通知いたします。

議案第151号：農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

議長（1番）

次に議案第151号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分ではありますが、当該議案に7番委員と10番委員と20番委員と24番委員に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により退室をお願いします。
暫時休憩します。

(7 番委員、10 番委員、20 番委員、24 番委員 退室)

議長 (1 番)

休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは議案第151号は、申請番号1番から102番の102件であります。先に1番から6番、11番から13番、26番、43番、45番、49番の13件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第151号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定は申請番号1番から102番の102件であります。先に1番から6番、11番から13番、26番、43番、45番、49番の13件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請13件は、14ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号・第4号の承認要件のすべてを満たしていると思われま。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、2番委員より申請番号1番から6番、11番から13番の9件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。

2 番委員

議案第151号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号1番から6番、11番から13番の9件を報告します。この9件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者及び地域の担い手農家への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 (1 番)

次に26番について、22番委員より説明をお願ひします。

2 2 番委員

議案第151号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号26番の1件を報告します。26番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 (1 番)

次に43番と45番と49番の3件について、23番委員より説明をお願ひします。

23番委員

議案第151号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号43番と45番と49番の3件を報告します。この3件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号1番から6番、11番から13番、26番、43番、45番、49番の13件を承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第151号、申請番号1番から6番、11番から13番、26番、43番、45番、49番の13件は承認し、市へ通知いたします。
暫時休憩します。

（7番委員、10番委員、20番委員、24番委員 入室）

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
次に、先ほど審議しました13件を除く、残り89件を議題といたしまして審議を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第151号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定は先ほど説明しました13件を除く残り89件について説明します。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請89件は、14ページにあります旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号・第2号・第4号の承認要件のすべてを満たしていると思われまふ。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。

ただいまの説明に対しまして、７番委員より申請番号７番と８番と１４番と１５番と１６番と１９番と２０番の７件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

７番委員

議案第１５１号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号７番と８番と１４番と１５番と１６番と１９番と２０番の７件を報告します。この７件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定新規就農者、認定農業者、地域の担い手農家への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（１番）

次に９番について、９番委員より説明をお願いします。

９番委員

議案第１５１号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号９番の１件を報告します。９番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、地域の担い手農家への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（１番）

次に１０番について、８番委員より説明をお願いします。

８番委員

議案第１５１号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号１０番の１件を報告します。１０番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、地域の担い手農家への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（１番）

次に１７番と１８番の２件について、１６番委員より説明をお願いします。

１６番委員

議案第１５１号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号１７番と１８番の２件を報告します。この２件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（１番）

次に２１番と２３番と２４番の３件について、１８番委員より説明をお願いします。

１８番委員

議案第１５１号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号２１番と２３番と２４番の３件を報告します。この３件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（１番）

次に２２番について、１５番委員より説明をお願いします。

１５番委員

議案第１５１号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号２２番の１件を報告します。２２番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（１番）

次に２５番について、２２番委員より説明をお願いします。

２２番委員

議案第１５１号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号２５番の１件を報告します。２５番のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（１番）

次に２７番から４２番の１６件について、２１番委員より説明をお願いします。

２１番委員

議案第１５１号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号２７番から４２番の１６件を報告します。この１６件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件を満たしており、地域の担い手農家及び認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長（１番）

次に４４番、４６番から４８番、５０番から６１番の１６件について、２４番委員より説明をお願いします。

24番委員

議案第151号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号44番、46番から48番、50番から61番の16件を報告します。この16件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に62番、65番から102番の39件について、26番委員より説明をお願いします。

26番委員

議案第151号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号62番、65番から102番の39件を報告します。この39件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定新規就農者、認定農業者、地域の担い手農家への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

次に63番から64番の2件について、27番委員より説明をお願いします。

27番委員

議案第151号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定分、申請番号63番から64番の2件を報告します。この2件のすべてにおいて旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の該当要件を満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
ただいま審議しました89件を、承認してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（１番） 異議なしということですので、議案第１５１号、申請番号７番から１０番、１４番から２５番、２７番から４２番、４４番、４６番から４８番、５０番から１０２番の８９件は承認し、市へ通知いたします。

議案第１５２号：農用地利用集積等促進計画（貸借権設定：新規分）

議長（１番） 次に議案第１５２号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定・新規分、申請番号１番の１件を議題といたしまして審議を行います。

まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案第１５２号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の新規分は申請番号１番の１件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請１件は、６２ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長（１番） 説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、１０番委員より申請番号１番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願ひします。

１０番委員 議案第１５２号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、新規分、申請番号１番の１件を報告します。この１件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（１番） 説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（１番） ないようですのでお諮りいたします。申請番号１番の１件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、議案第 1 5 2 号、申請番号 1 番の 1 件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。

議案第 1 5 3 号：農用地利用集積等促進計画（貸借権設定：再配分）

議長 (1 番)

次に議案第 1 5 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定・再配分であります。2 4 番委員に関する事案でありますので退室をお願いします。暫時休憩します。

(2 4 番委員 退室)

議長 (1 番)

休憩前に引き続き会議を開きます。
議案第 1 5 3 号は、申請番号 1 番から 4 番の 4 件であります。先に 4 番の 1 件の審議を行います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第 1 5 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の再配分は申請番号 4 番の 1 件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請 1 件は、6 2 ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項第 1 号・第 2 号の承認要件のすべてを満たしていると思われま。皆さんのご審議をよろしくお願ひします。以上でございます。

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、2 3 番委員より申請番号 4 番の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

2 3 番委員

議案第 1 5 3 号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、申請番号 4 番の 1 件を報告します。この 1 件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（ なしの声 ）

議長（１番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号４番の１件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（ 異議なしの声 ）

議長（１番）

異議なしということですので、議案第１５３号、申請番号４番の１件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。
暫時休憩します。

（ ２４番委員 入室 ）

議長（１番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
次に申請番号１番から３番の３件を議題といたしまして審議を行います。
まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第１５３号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、貸借権設定の再配分は申請番号１番から３番の３件でございます。事務局によります申請書類の審査において、今回の申請３件は、６２ページにあります農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第１号・第２号の承認要件のすべてを満たしていると思われまます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上でございます。

議長（１番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいまの説明に対しまして、１５番委員より申請番号１番から３番の３件の調査結果の報告、並びに補足説明をお願いします。

15番委員

議案第153号、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について、再配分、申請番号1番から3番の3件を報告します。この3件においては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の該当要件をすべて満たしており、認定農業者への集積となることから農地等の利用の最適化が図られるため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いたします。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（なしの声）

議長（1番）

ないようですのでお諮りいたします。
申請番号1番から3番の3件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第153号、申請番号1番から3番の3件は、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画の作成を要請いたします。
暫時休憩します。

（追加議案配布）

追加議案第154号：串間市障がい者活躍推進計画の策定（見直し）について

議長（1番）

休憩前に引き続き会議を開きます。
ただいま事務局より配布されました、追加議案第154号「串間市障がい者活躍推進計画」の策定（見直し）について、を議案とします。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第154号、串間市障がい者活躍推進計画の策定（見直し）について、説明いたします。まず、提案理由につきましては、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律第7条の3に基づき、串間市

事務局

障がい者活躍推進計画を連名により令和元年3月に策定していますが、令和7年3月31日をもって終期となることから、計画を見直す必要があるため提案するものでございます。次に計画作成者であります。職員が5名以上在職する行政委員会が対象となりますので、市長・市議会議長・教育委員会・農業委員会の連名で策定されております。次に計画期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5カ年の計画であります。次に「串間市障がい者活躍推進計画」の見直し内容については別紙にて説明いたします。（別紙に基づき説明）ご審議の程よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいま提案された内容について、意見があれば出して下さい。

（なしの声）

議長（1番）

それではお諮りいたします。「串間市障がい者活躍推進計画」の策定について、串間市の提案内容に同意することを決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第154号「串間市障がい者活躍推進計画」の策定に同意することを市へ通知いたします。

追加議案第155号：「串間市特定事業主行動計画」の策定（見直し）について

議長（1番）

次に追加議案第155号「串間市特定事業主行動計画」の策定（見直し）について、を議案とします。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案第155号、串間市特定事業主行動計画の策定（見直し）について、説明いたします。まず、提案理由につきましては、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づき、串間市特定事業主行動計画を連名により平成28年3月に策定していますが、令和7年3月31日をもって終期となることから、計画を見直す必要があるため提案するものでございます。次に計画期間につきましては、令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10カ年の計画であります。次に「串間市特定事業主行動計画」の見直し内容については別紙にて説明いたします。（別紙に基づき説明）ご審議の程よろしくお願い

事務局

いたします。以上でございます。

議長（1番）

説明はお聞きのとおりでございます。
ただいま提案された内容について、意見があれば出して下さい。

（なしの声）

議長（1番）

それではお諮りいたします。「串間市特定事業主行動計画」の策定について、串間市の提案内容に同意することに決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

議長（1番）

異議なしということですので、議案第155号「串間市特定事業主行動計画」の策定に同意することを市へ通知いたします。

報告：農業委員会事務局職員の異動について

議長（1番）

次に、農業委員会事務局の異動についてであります。3月5日に市長より協議依頼があり、10日に承認しましたので、その結果を事務局より報告させます。

事務局

農業委員会事務局職員の異動について報告いたします。令和7年4月1日付けで発令のある人事異動について協議結果を報告します。令和7年2月農業委員会定例総会において、職員の任命を会長に一任することが決定されておりますが、令和7年3月5日に市長部局より人事異動の協議があり、会長が承認されておりますので、別紙のとおり報告いたします。以上でございます。

議長（1番）

報告は以上でございます。

議長（1番）

以上で議案審議は全部終了いたしました。慎重・審議、誠にありがとうございました。
暫時休憩します。

(資料配布)

その他(提案・連絡事項)

議長 (1 番)

休憩前に引き続き会議を開きます。

それではその他に入りますが、先に令和7年度最適化活動の目標の設定等について、3月末までに決定する必要がありますので事務局の説明を求めます。

事務局

(資料に基づき説明及び目標値の提案)

議長 (1 番)

説明はお聞きのとおりですが、ここで委員の皆さんの意見があれば出してください。

(なしの声)

議長 (1 番)

ないようですので、令和7年度最適化活動の目標の設定等について、事務局の提案どおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長 (1 番)

異議なしということですので、令和7年度最適化活動の目標の設定等は事務局の提案どおり決定いたします。令和7年度目標達成に向け、委員の皆さんのご協力をお願いします。

以上を持ちまして、第22回農業委員会定例総会のすべてを終了いたします。

令和7年3月28日

1 番 (会長) 原田 俊一

議事録署名委員

1 3 番 堀口 宗幸

1 4 番 松本 壽利